

批評・紹介

中國中世史研究會編

中國中世史研究 續編

關 尾 史 郎

冒頭から私事に及ぶが、本書の四半世紀前に公刊された『中國中世史研究——六朝隋唐の社會と文化——』（以下、正編と略記）は、評者が初めて通讀した學術書のうちの一冊である。そして評者と同世代の魏晉南北朝史・隋唐史研究者の多くがそうであるように、評者もまた、その豪族共同體論から少なからぬ啓發を受けてきた。

それから四半世紀を隔てて、中國中世史研究會はその續編として本書を世に問うた。まずは同學の一人として、研究會のたゆまぬ活動に敬意を表するとともに、その成果が公刊されたことを慶びたいと思う。愛宕元・氣賀澤保規・東晉次の共同執筆になる「まえがき」には、この間の研究會の軌跡が要約されているが、本書の公刊はあらためて研究會の存在意義を見直す目的を有しており、収録された一七篇の論稿は、いずれも執筆者が各自の立場で「中國中世」を意識しながら執筆したものであるという。

したがって、本來であれば、各篇全てについて、その論證や敘述を支えているはずの「中國中世」觀にまでちかえって論評を加え

るべきなのであるが、本評では、先ず各篇の内容を簡単に紹介し、最後に全篇を通じての感想を述べることで、評者には重すぎる責を果たしたいと思う。

二

「總論 中國中世史論」は、①谷川道雄「中國中世」再考、②中村圭爾「六朝史と「地域社會」、および③氣賀澤保規「唐代府兵制における府兵の位置——中國中世的兵士の一形態として——」の三篇からなる。

①は、魏晉南北朝隋唐期（以下、當該時期）がいかなる意味において「中國中世」なのかを現在という時點からあらためて問い直したものである。谷川によると、かつての内藤湖南や宇都宮清吉らの時代區分論は、「未來に對する切實なる意識が、過去に向かつて激烈に働いた結果」であった。しかし今日、未來はけつして肯定的ではなく、わずかに過去については、人間存在の確かな姿を見ることができると。また現代が危機的な狀況にあるからこそ、あらためて歴史の意味を問う必要性も生まれるという。人間の歴史の一コマとして谷川が見る「中國中世」とは、〈人々家〉と表記しうる存在である貴族が、社會の承認を得て（〈人々家——社會〉と表記）「自律性」を發揮しえた時代であった。つまり貴族は、個人と家系の相互關係を基礎に成立したが、これは、個人が帝國に歸屬する人間としてはじめて個人たりえた秦漢時代とは明らかに異なっていると、谷川は説く。評者も、魏晉期以降、「家」を中心に社會關係が新たな展開を見せると考えており、しかもこのことはもっと注目されてよいと考え思っているので、谷川の主張も、納得できないわけではない。

ただ右記の記號もだが、「學術論文らしからぬ」體裁が容易な理解を阻んでいる。しかしそれよりも残念なのは、現代に對する谷川の認識が、必ずしも説得的かつ具體的には開示されていないことである。より正確に表現すれば、そこにあるのは、現代に對する厳しく悲觀的な眼差しであるように思われる。かつての豪族共同體論が多くの支持と共感を呼ぶことになったのは（反面、多くの批判と反撥をも生み出したのは）、それが現代に對する谷川の深く、そして積極的な關心に支えられていたことが最大の要因だったのではあるまいか。しかし四半世紀後、谷川の心象はあまりに暗く、正直にいつて、評者にはその由來を理解することができなかった。それとともに、本稿の「人間存在のそれぞれの枠組み」からする時代區分論と、かつての共同體論との脈絡も不分明である。谷川自身、共同體論を揚棄してしまつたわけではないので、説明が必要であらう。

②は、先ず「地域社會」なる概念を整理して、方法概念としての「地域」という觀點から六朝史研究を回顧し、あわせて六朝時代の「地域」の具體像に迫る。この時代には地方志の編纂が盛行を見るが、そこでは地域の構成要素として人物が重視されるようになる。このような地域が生んだ人物の優劣や、あるいはまた甲族層の分布状況にもとづく地域間格差といった現象に注目し、その背後には、情報量の増大という事態もさることながら、より根源的にはイデオロギーでもある「郷里」意識が存在するというのが、中村の主張である。中村には、「郷里」の論理や「建康と三吳地方」などをはじめとする「地域」の視點に支えられた優れた成果が既にあり、江南地域内部の「地域性」に關する假説として、本稿にもそれがい

かななく發揮されている。中村は、谷川や氣賀澤のように直截的には「中國中世」について論じていないが、評者は、「郷里」意識の生成と機能に、當該時期の歴史性が刻印されていると理解した。「郷里」意識を生み出すもとなつた地縁關係の成熟と、谷川が説く「家」を中心とする血縁關係の展開との相關性も、今後検討されるべき重要なテーマの一つであらう。ただ中村も強調するように、「地域」という概念が相對的なものである以上、行政的な區劃はもちろん、時には「國境」さえ超越してしまふような視點も必要ではないか。中國史上稀に見る長期に及ぶ政治的な分裂と、「地域」や「國境」を超えた移動と移民が顯著だったのも、當該時期の特徴だったとすれば、それは方法概念としてのみならず、實體概念としても有効なはずだからである。

③は、自身の「前期府兵制研究序説」の丁兵非府兵、すなわち兵民分離という結論をふまえ、後期Ⅱ唐代府兵制における府兵の本質に迫る。氣賀澤は先ず、府兵制の崩壞を論じた從來の諸説が、その要因について、軍府の偏在や府兵の過重負擔などいずれも制度に内在していた矛盾から説明している點に疑義を呈する。次いで府兵の負擔に關して詳細な検討を行い、一般丁男の負擔と同等とする諸説が兵民一致という考え方を前提にし、かつこれを補強しているとする。その上でさらに、京師上番は長安ないし洛陽近在の府州に限られ、それ以外の府州では近傍の都督府への上番が義務づけられており、ともに五〇里以内五番で、年間日數は七十二日であることを導き出し、これは一般丁男の九〇日四番に比較すると優遇されていること、府兵に課された食糧・武器自辨の原則も、特權的な責務あるいは優位性の證徴として受け入れられたことなどを述べる。氣賀澤

の論及は旺盛で多岐にわたるのだが、ようするに唐代の府兵も兵民分離の觀點で捉えるべきであり、またそれによって課題も克服されるということに盡きよう。たしかに「六品已下子孫」が府兵の母體の一つだったのだから、これを尊重すれば、兵民分離と評せないこともない。また府兵と一般丁男の負擔日數の比較に集中した従来の論證方法に限界があったことも首肯しうる。しかし一方の母體である「白丁無職役者」は、まぎれもなく一般丁男と同じ「百姓」なのである。したがって府兵を、ヨーロッパの騎士や日本の武士になぞらえて「中國中世」の表徴とするかのような氣質澤の議論には、それがかりに本書の編集と總論の執筆という重責を負った責任感に由来するとしても、やはり贅意は表しかねるのである。

三

「第一部 制度・國家體制」は、④石井 仁「孫吳軍制の再検討」、⑤小尾孟夫「西晉における「大都督」」、⑥渡邊信一郎「占田・課田の系譜 晉南朝の税制と國家的土地所有」、⑦愛宕 元「唐代府兵制の一考察—折衝府武官職の分析を通して—」の四篇からなる。

④は、孫吳政權の再評價を目ざす石井の、「孫吳政權の成立をめぐる諸問題」に次ぐ作品で、世兵制、都督など軍國長職の世襲、および奉邑制など、従來孫吳の軍制、さらには權力構造の特徴とされてきた諸點のうち、ここでは前二者に検討が加えられている。石井は、前者については、將帥の子弟に與えられたのは領兵の優先權に限られており、制度と呼びうるものではないことを、後者について、草創期だけに見られる特殊な傾向に過ぎず、以後は監軍の派遣

や定期的な配置替などが行われていたことを明らかにし、さらに大規模な中軍の存在から、これを傍證している。これらの諸點が、川勝義雄の孫吳以後進的な武人領主制的軍事政權説に大きな根據を提供してきたことを想起すれば、本稿の結論には關心を拂わざるをえない。しかし石井も、草創期についてはかかる傾向を認めているかのごとくであり、とすれば、やはり華北とは明らかに異質な江南地域の社會關係も視野から外すことはできない。とにかく、石井が自らに課した「六朝政權論の再構築」の今後の成果に期待しよう。

小尾は近年、一貫して魏晉南朝の軍制の究明に力を盡くしているが、⑤もその一環である。ここでは、西晉の大都督には中外諸軍や州諸軍のほかにも、征討軍を指揮・監督するそれがあったことを述べ、全部で一件（東晉初頭の一件を含む）に及ぶその就官事例について、就官の時期・理由・就官前の官職などを逐一検討する。かかる大都督は、比較的大規模な外征や外寇・内亂平定における、中央軍・地方軍からなる征討軍の總指揮者である（ただし就官者には中央文武官が多いので、直接には中央軍を統率したらしい）。また最後に小尾は、西晉末以降、大都督と入れ替わるかのように、中央文武官・州都督・州刺史などが就く征討都督が登場することにも言及し、ここに單なる指揮・監督官の名稱變化にとどまらず、征討體制における地方軍の比重の上昇を讀みとっている。小尾は軍制のみならず、兵制の變質をも想定しているが、これは、小尾自身がかつて「貴族制の成立と性格」で説いた軍制研究の意義を超える指摘といえよう。今後の展開が俟たれる。

⑥は、國家的土地所有論の觀點から、西晉の占田・課田制を分析したもの。錯綜した研究史を簡潔に整理した上で、『晉書』の「戸

調之式」をすて、「晉故事」を基本にすえて制度の復元を試み、占田は民戸の場合、男子七〇畝・女子三〇畝の計百畝で、毎畝三斗（官人占田も同じ）の田税が賦課され、課田は戸主對象に五〇畝で、租四石・絹三匹・綿三斤が戸調として賦課されたとする。渡邊はさらに、田税（口税米）と戸調（租布）という二系統の租税が東晉・南朝にも繼承されていたことを明らかにし、そこに國家的土地所有の實現を見てとる。また北朝・隋唐期の義租・戸税・地税も田税の系譜に位置づける。これまでの渡邊の成果がそうであるように、本稿も基本史料に對する史料論的な分析に發して、先行研究を超える結論に到達している。また南北兩朝の負擔體系の本質を見通した本稿により、渡邊の古代土地所有論が一步完結に近づいたことも事實だが、渡邊が當該時期を「中國中世」と考えていないことはこの論旨からも明白であり、本書のなかでは、どうしても違和感が残ってしまう。

⑦は、制度的側面を論じた③とは逆に、府兵制の運用實態を明らかにするため、墓誌を中心に史料を博搜して、副題にある就官者五五例につき、その経歴や就官の背景などについて逐一検討を加えたもの。自身の要約にしたがえば、隋・唐交替期には、隋の鷹揚府から唐の折衝府に轉じた例が多く、兩府には制度と人材の兩面で連續性が認められること、また出自的には北朝系、とくに關隴系の「勳貴」出身者が多く、軍功によって昇進を遂げたこと、しかし庶人層が軍功をあげて本貴に近い折衝府に就官する例も多く、この場合は昇進は考えられないこと、七世紀半ば以降、府兵制の形骸化にもない、北衙禁軍をはじめとする他官の兼務が増大したり、八世紀初頭の政争後は論功行賞として武官職が濫授されたりするようになる

ことなどが確認される。武官職の就官者と就官事情を通じて折衝府の推移が展望されるようになったところに、本稿の意義がある。しかし同じ武官職でも比較的下級の官や府兵そのものについては、さらに文書史料を丹念に整理してゆく必要がある（なお愛宕は、氣賀澤とは異なり、府兵の性格については兵農一致説に立つ）。

四

「第二部 貴族制」は、⑧叢森健介「六朝貴族制形成期の吏部官僚—漢魏革命から魏晉革命に至る政治動向と吏部人事—」、⑨川合安「沈約の地方政治改革論—魏晉期の封建論と関連して—」、⑩榎本あゆみ「北魏後期・東魏の中書舍人について」、⑪横山裕男「北齊の恩倖について」、および⑫長部悦弘「陸氏研究」の五篇からなる。先ず⑧は、曹操の丞相就任から西晉成立に至る時期の人事擔當官（丞相府東曹掾・魏國尚書・吏部尚書ほか）への就官者について、

その出自や動向を丹念に追跡したもので、門閥貴族制の成立に中正官とともに尚書（吏部）が寄與したと考える叢森の、『山公啓事』の研究』に次ぐ成果である。叢森は、毛玠、崔琰ら丞相府東曹掾・魏國尚書の就官者がいずれも曹操にとっては外様の人士で「清議」を尊重したこと、陳矯・衛臻ら建國後の吏部尚書らも毛玠以下と同様な経歴を有していて、地方の郷論と淺からぬ關係をもっていたことなどを指摘する。またこのような一群の人士が、曹丕・曹植の對立においては、後者を推した沛・譙出身の曹氏側近勢力に、また司馬懿と曹爽の對立においては、後者と結んだ「才」重視の「浮華」グループにいずれも勝利し、最終的に中正＝郷論をふまえた推薦、吏部＝官僚としての職務遂行能力の判断という分業體制が確立した

とする。副題にある政治動向と吏部人事の統一的な敘述には成功していると思うが、「尙書の貴族化」という課題究明のためには、同ような作業をさらに繼續させる必要があろう。

⑨は「沈約『宋書』の史論」や「沈約『宋書』の華夷意識」などとともに、川合による沈約の政治・社會思想研究を構成するもの。ここでは、宋の中期以降進められた中央集權化に批判的だった沈約が主張した地方分權論や、荀悅・司馬朗以下、魏晉期の封建論の内容が史料に則して吟味される。川合によると、沈約の分權論は郡縣制を前提にしている點で、魏晉期の封建論とは區別されるべきものだが、両者は貴族層の自負を背景とした分權の主張という共通點も有するという。川合はそこに魏晉南朝期を「中國中世」とする根據を見出しているのだが、それはともかく、沈約の分權論が、地方長官の在任期間の長期化や臺使派遣の停止など、政治の恣意的運営とそれによる混亂への對處という具體的な課題を負っていたとすれば、それを「集權」に對する制度としての「分權」と稱するのは、少しく妥當性を缺くのではないだろうか。

⑩は、谷川の賢才主義論と、自身の「梁の中書舍人と南朝賢才主義」の成果をふまえ、表題時期の中書舍人への就官事例を二二例ほど檢出し、その経歴や就官事情を整理したもの。榎本の明らにかしたところによれば、孝文帝・宣武帝期の中書舍人には寒門出身者が多く、その職掌も皇帝の意志の傳達にすぎなかったが、孝明帝期以降草制權を手に入れ、さらには東魏へ至る過程で、寒門のみならず門閥出身者が加わり、文才・學才に富む士人が就く官となっていた。同時に中書舍人は濁官から清官へと轉化し、就官形態も兼・領官（本官は散官が多い）から本官へと變化して中書郎への昇進コー

スが登場する。榎本はまた、このような賢才主義的な舍人制の成立に、士大夫社會の交友關係とそれに依據した評價や輿論が作用したことに注意を促す。論證範圍は北朝の一時期における中書舍人という一つの官にすぎないが、同時代の南朝との比較史・交渉史的な視點（賢才主義的な舍人制は南朝からの影響で成立したが、中書舍人から中書郎への昇進コースは南朝では定着しなかったので、この點では北朝が優先した）や、唐代の中書制への展望が提示されており（その後、「北齊の中書舍人について」によって、一部は具體化された）、榎本の大きな構想に接することができる。

⑪は、『北齊書』恩倖傳に立傳されている五名の恩倖の出身・経歴を概観し、そのうち帝室高氏と當初から深い關係を有した高阿那肱・韓鳳の兩名については祖・父にさかのぼって経歴を探る。とくに後者については、墓誌と正史の記述から、韓賢・韓裔（永興）・韓鳳という系譜が復元される。さらに恩倖に對する優遇措置として、封爵制と北齊後期に行われた食幹制をとり上げ、最後に恩倖と對立した漢族士大夫の例として、崔昂の経歴がやはり墓誌の記述を援用して語られる。しかし、かつて谷川が「北齊政治史と漢人貴族」で明らかにしたような、北齊時代の多様な政治勢力の複雑な動向を、その背景まで含めて把握するのは容易ではないようである。また封爵による食邑で恩倖への優遇を示すには限界があったにせよ、それを食幹制が補完しえたのだろうか。横山自身の整理によるかぎり、食幹の對象者は廣く恩倖以外に及び、恩倖全員に食幹の記録があるわけでもなく、恩倖の食幹がとくに高いというわけでもないからである。

⑫は、「元氏研究」や「劉（獨孤）氏研究」などに續く長部の事

例研究である。ここでは、北魏の姓族詳定で八姓の一つとされた陸氏を中心に、學問習得状況とその標識となる祕書省官・國子學官・中書省官・尚書省郎官などへの就官状況が北魏から唐代に至るまでつづさに検討される。長部は、武官への就官が北魏以降極端に減少し、唐代には見られなくなること、地方長官への就官者はいずれも優れた成績をおさめたこと、そして學問の習得も、漢族士大夫やその一族との交遊・婚姻を通じて積極的に行われたこと、文官への就官も詳定以前に達成されていたことなどを指摘し、その原因を早くに中原に移住したこの一族の居住環境から説明する。唐代にまで降る論及はそれだけで稱賛に値するが、長部がその政治的成果の捕捉を目的とする、孝文帝の漢化政策の位置づけ自體、必ずしも自明とはいえない。また内容的には、北族の學問習得とそれによる文官への進出（對照的な武官の減少）の實證に精力が注がれており、長部は、北族と漢族の「融合」が前者の後者への解消といったかたちで實現すると考えているかのごとくであるが、谷川が構想した「胡漢融合」とは、このように一面的なものではなかったはずである。

五

「第三部 時代と人間」は、⑬高木智見「春秋時代の「讓」について——自己抑制の政治學——」、⑭東 晉次「後漢時代の故吏と故民」、⑮小南一郎「世說新語」の美學——魏晉の才と情をめぐって——」、⑯吉川忠夫「劉軻傳——中唐時代史への一つの試み——」、および⑰小林義廣「宋代福建莆田の方氏一族について」の五篇からなる。⑩は、春秋時代、「讓」が單なる儀禮的な作法としてのみならず、讓國や讓官など具體的な行動としてあり、かつそれが社會的な

評價の對象となっていたことを、豊富な事例を示しつつ明らかにする。さらに、「讓」が兄弟間で機能したことに着目し、春秋時代以前の祖先觀念や血族意識がその背景にあり、とくに兄弟一體の觀念に由來することが説かれる。主賓關係も兄弟關係に還元できるが（またそれゆえに「讓」の精神が發揮される場であった）、このような兄弟一體あるいは父子一體から、さらに一族一體という觀念が導出され、「讓」の價值觀も最終的にはこの一族全員まで及ぶものであったという。高木も最後に指摘しているように、かかる祖先觀念や血族意識は戰國時代以降、形骸化・稀薄化の一途をたどるため、「讓」の精神も變質を餘儀なくされるわけだが、變質のあり方を通して、「中國中世」における家と家族の秩序・構造を明らかにすることはできないものだろうか。

⑭は、川勝義雄の門生故吏論に觸發され、故吏・故民の社會關係の實相と、その成立の歴史的な要因を探る。東は先ず故吏の行動の諸相から、「故」字に「もとの」「かつての」の意味にとどまらず、恩愛關係や人格的歸依關係のニュアンスが含まれているとする。したがって故主が罪せられた際に故吏が免官されるのも、故吏が故主に抱く恩義のゆえであり、また故吏の故主に對する節義行爲はかかる恩義とともに、故吏の主體的な判斷にもとづいてなされるとする。次いで東は、漢碑に見える故民についてもこれを援用し、地方官に好意を抱きその政治に恩義を感じた、地方政治に深い關心を有する人士という解釋を示しつつ、ここに地域社會の成熟を見てとる。東によると、前漢時代における主從間の恩愛・報恩は現任期間中だけの集團心性的な關係にすぎないのに對し、後漢のそれは自己意識的・主體的な關係であり（その背後には、「パーソナル」な人

間關係の普通化という事態が想定されている)、ここから魏晉期以降の新たな社會關係の成立が展望されている。社會關係の實相に迫ろうとする東の意圖はおおよそ果たされていると思うが、總論における谷川の主張とは微妙な違いがある。また故民の内實についてもなお検討の餘地がある。

⑮は、副題にある「才」と「情」にまつわる話を『世說新語』のなかに求め、そこに貫かれている價值觀を追究したもの。小南は、『世說新語』の人物評論の基準は道德ではなく、「才」と「情」とくに後者に代表される個性であり(その點で、前者をより重視した『語林』や『名士傳』など東晉時代の志人小説とは一線を劃している)、それは政治とは無縁な、それこそ美學的な價值を見出されたものであったという。ようするに魏・西晉時代の眞摯な言行も、東晉時代にはその本質が忘却され、さらに宋代になると、美學的な視點以外に選擇肢はありえなかったというのである。かつて川勝義雄は、貴族の軍事權喪失を根據にして、宋代を貴族制の變容期と位置づけたが、『世說新語』という文學作品の分析を通じて、東晉・宋代の士人の價值觀が現實社會(小南のいう「眞」や「善」)から遊離してゆく過程を描き出した本稿の成果は、かかる川勝の六朝貴族制論を念頭にすると、一層説得的であるように思われる(ただし小南は、『世說新語』の編纂事情に關する川勝の見解に對しては、必ずしも肯定的ではない)。

⑯の表題にある劉軻とは、佛僧から神仙術に轉じ、次いで進士に及第して官人となった人物で、白居易と交流のあった文章家でもある。既に「裴休傳」や「韓愈と大顚」など、中唐期の士大夫と佛教の關わりを考究した作品がある吉川だが、佛僧から官人へ、またそ

の逆に官人から佛僧へと轉身する者が少なくなかった中・晚唐期にあつても、佛僧・道士・進士及第・官人という劉軻の經歷は異彩をはなつという。吉川は、各種の文獻史料を涉獵し、正史に立傳されていない彼の經歷をつぶさに跡づける。吉川はまた、かかる轉身の社會的背景として、聖の日常化・世俗化をもたした禪佛教の隆盛を指摘する(劉軻も、禪僧の碑文を多く撰述している)。劉軻自身の轉身にまつわる事情を詳しく知りえないのは残念だが、中唐期以降の社會變動に對しても、新たな視點が提供されたことになる。

⑰は、表題の一族について、その姻戚關係、收族(族譜・族產・義田・祭祀など)機能、および科擧戰略の三點を中心に分析する。結論だけ述べると、婚姻の範圍は、莆田に限定されず周邊の州縣に及び、對象は士人階層であり、族產たる義田は祭祀のみならず、教育投資という目的を有し、またこれと關連して、科擧合格のための教育施設の設置や藏書の蒐集が行われたという。小林は、この一族が宋代を通じて多くの科擧及第者や官職保持者を輩出した事實に、一族の永續化の企圖を読み取り、一二世紀以降、地方のエリートは中央官界への關心を喪失させたというR・M・ハートウェルや、R・ハイムズらの見解を批判する。望蜀かもしれぬが、本書の性格を考えれば、「中國中世」の士人のあり方との比較的な視點も提示してはしなかった。

六

以上が本書を構成する一七篇の論稿である。正編と比べても、高い實證性に支えられた、説得力に富む論稿が少なくなく、いずれも今後、それぞれの分野で研究史上に確かな位置を占めることであらう。

う。この點に關連するが、「まえがき」は、正編との比較で、「制度面への考察」『制度史研究を本書の特徴として指摘している。しかしこれには若干説明が必要であらう。たしかに氣賀澤、石井、および渡邊らの論稿は、制度そのものの復元と分析を通じて、その本質に迫るものであったが、それよりも、特定の官職について、該當する就官者の豊富な事例を蒐集し、その分析を通じて政治過程や官制運用の動向ないしは趨勢を描き出したものが多かった。小尾、愛宕、渡森、榎本、および横山らの論稿が、これに該當しよう。また制度史ではないが、事例の蒐集・分析という面では、川合と長部の論稿もこれらと共通點を有する。こう見てくると、いわゆる「博引旁證」は、中國中世史研究會の背後にある優れた學問的な傳統であるということができよう。また編纂史料にとどまらず、出土史料が事例蒐集の對象になっていることも指摘しておく必要がある。愛宕の論稿がほぼ全面的に墓誌に依據しているのをはじめ、横山や長部の論稿、さらには東や吉川らの論稿でも、墓誌に代表される金石史料が取り上げられている。とくに愛宕の場合、編纂史料だけではテーマ自體成立しなかったであらうし、東の場合も、建碑をめぐる社會關係や建碑の目的・機能といった金石の史料論に關して興味深い問題を提起している。このような出土史料は、正編ではほとんど取り上げられておらず、本書が誇る高い實證性のもう一つの側面といえよう。と同時に、本書には、四半世紀の間の研究動向とその成果が着實に反映されていると評することができる。

ところで四半世紀の間の研究動向といえは、この間の歴史學界全體の傾向について、谷川に「細分化・瑣末化・無目的化、時代感覺の薄れ、社會の表層現象に對する關心の強さに比して基層構造に對

する關心の稀薄さ」という要約がある。もちろん谷川にあっては、これらの諸點は肯定的には捉えられていない。かかる傾向の存在が認められるとしても、全面的に克服されなければならないとは必ずしも思われないが、本書自體も、それから自由ではありえなかったのではないだろうか。

「まえがき」によれば、各篇とも執筆者が各自の立場で「中國中世」を意識して執筆されているとのこと、このことは換言すれば、正編の豪族共同體論に相當するような本書全體を貫く枠組みがないということであり、總論にある谷川の「へん」家論も、なお共有財産にはなっていない。そのかわりというわけではないのだろうが、「まえがき」は、一七篇の論稿から集約された「中國中世」の時代相のキーワードとして、貴族制社會、貴族的美意識、個意識の自覺と自律性社會、聖と俗、地域社會と鄉論、および府兵制へと結實する軍事體制などを挙げ、「多様な様相」をめぐる「多様な見方」と評價する。しかしこれらはいずれも、せいぜい當該時期をその前後の時代と區別しうる特徴といった程度のものであらう。多様性とは分散化の結果であり、それは「細分化」にはかならない。たしかに中村や東らのように、個別的問題をあつかいつつ、慎重な表現ながらも、當該時期『中國中世』の歴史的な特質にも及んでいる執筆者もいるのだが、多くにとって、當該時期が「中國中世」であるということとは、所與の前提になっているかのごとくである。

しかしながら、この四半世紀の間に、中國ならびに日本、さらには兩者の關係に生起した變化は、當該時期を含めた中國の歴史展開の見直しを我々に迫るに十分であつたと評者は考へる。ようするに、正編刊行當時にあって、「六朝・隋唐」中世は決して自明のこ

とではなく、「各自がその研究テーマを通じて、検証・確認していくべきものであった」という谷川の指摘は、むしろ現在の研究状況にこそ安當するのではないだろうか。かく思うがゆえに、全體を貫く枠組みが提示されずに終わったことはとりわけ残念であり、おそらくこれは、かつて評者と同じように正編に接した者が等しく抱く思いなのではあるまいか。本書の執筆者をはじめとする中國中世史研究會の會員諸氏が、實證的な成果を基礎にしながら、今後さらに豊かな「中國中世」史像を築かれることを祈念して擲筆することにした。

一九九五年一二月 京都 京都大學學術出版會

A五判 ㊦十五三二頁 六四〇〇圓

大澤正昭著

唐宋變革期農業社會史研究

渡部 武

戦後、わが國の中國史研究者が取り組んだ大きな課題のひとつに、「アジア的停滯論」の克服という問題があった。このような問題意識を持つに至った根底には、中國を含めたアジア諸國の社會性質に對する從來の誤った理解が、わが國を收拾し難い泥沼の侵略戰爭へ驅り立てさせていったという深い反省があった。そして停滯論を打破し新しい中國史研究の立脚點を確立するために、優先して取り上げられた課題が中國史における發展段階の解明、つまり時代區分の問題であった。この時代區分論争は、多くの中國史研究者に研究方法論上における價值觀の轉換を迫ったばかりでなく、世界史の發展法則の中での中國史の位置づけをあらためて考え直させた。その具體的成果として深く印象に残るのは、西嶋定生・守屋美都雄・増淵龍夫・木村正雄といった研究者の間で、眞摯に相互批判を繰り返しながら築かれていった一連の秦漢帝國形成論と、唐から宋にかけての社會性質の變化をめぐる、これを古代の終焉とみなすのか、あるいは中世から近世への開始とみなすのかの、いわゆる「唐宋變革期」論争であった。周知のように後者の論争は、前田直典が土地制度・税制および耕作民の身分等の分析を通じて社會經濟史的觀點から、内藤湖南の中世から近世移行説を承け繼いだ宮崎市定で代表される京都學派に對する批判をきっかけとして起こったものであつ